

第166回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和6年11月18日（月）午後2時00分
- 2 開会の日時 令和6年11月18日（月）午後2時00分
- 3 閉会の日時 令和6年11月18日（月）午後2時58分
- 4 会議の場所 岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市役所 7階大会議室
- 5 出席委員の氏名並びに出席、欠席の別
出席14名 欠席3名

議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
1	秋山 幸江	欠席	職務代理	小橋 久宣	出席
2	荒井 隆文	出席	11	小林 弘幸	欠席
3	板野 元次	出席	12	佐藤 卓司	出席
4	浦上 和己	出席	13	真田 明彦	出席
5	遠藤 康二	出席	14	丹原 昭二	出席
6	賀門 義和	出席	15	長瀬 孝司	出席
7	國定 豪	出席	16	三垣 千秋	出席
8	久山 優	欠席	17	和田 修一郎	出席
会長	黒田 栄三郎	出席			

6 事務局出席者

事務局：担当局長 吉澤 史郎 参事 今村 正樹
 農地担当課長 竹田 了久 主幹 佐藤 孝司
 担当課長補佐 逢坂 篤之 農地担当係長 田尾 和宏

7 傍聴者 名

8 議 題

第1号議案 農地関係申請等について

- 申請等 (1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
- (2) 農地法第4条の規定に基づく許可申請について
- (3) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について
- (4) 岡山市農用地利用集積計画の決定について（所有権の移転）
- (5) 岡山市農用地利用集積計画の決定について（利用権の設定）
- (6) 岡山市農用地利用集積計画の決定について（利用権の設定及び転貸）
- (7) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について

報 告 (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届について

- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- (4) 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について
- (5) 農地改良届について

第2号議案 農政関係等について

- (1) 令和7年度からの農業委員会だよりの変更について
- (2) 地域計画について

(3) 令和6年度市町村農業委員・農地利用最適化推進委員研修会の出欠について
(4) その他

9 議事録署名委員の番号及び指名 2番 荒井 隆文 16番 三垣 千秋

10 議事の内容

議長 みなさんご苦労様です。ただいまから岡山市第一農業委員会第166回総会を開会します。(あいさつ)
議事録署名委員を指名します。2番 荒井委員, 16番 三垣委員にお願いします。

議長 議案の審議の前に、事務局、訂正等あればお願いします。

田尾係長 議案の訂正があります。本日お配りした正誤表をご覧ください。

議長 それでは、議案の審議に入ります。
第1号議案、農地関係申請等について、を上程します。
申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。
中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長 1ページ1番、受人は南区東畠に居住し、世帯で約35aの農地を耕作する農業者で、父親から経営移譲により首部の田畠を取得しようとするものです。
取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから許可要件を全て満たしていると考えます。
2番、受人は赤磐市に居住し、世帯で約86aの農地を耕作する農業者で、増反により玉柏の畠を取得しようとするものです。
取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから許可要件を全て満たしていると考えます。
3番、受人は尾上に居住し、約1.2haの農地を耕作する農業者で、増反により尾上の田を取得しようとするものです。
取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから許可要件を全て満たしていると考えます。
4番、受人は尾上に居住し、約64aの農地を耕作する農業者で、増反により尾上の田を取得しようとするものです。
取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから許可要件を全て満たしていると考えます。
5番、受人は芳賀に居住し、約1.2haの農地を耕作する農業者で、増反により芳賀の畠を取得しようとするものです。
取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから許可要件を全て満たしていると考えます。
6番、受人は間屋町に居住し、約32aの農地を耕作する農業者で、増反により矢坂本町の畠を取得しようとするものです。
取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから許可要件を全て満たしていると考えます。
7番、受人は牟佐に居住し、新規農により玉柏の畠を取得しようとするものです。なお、受人は申請地近隣の宅地も購入しており、令和7年1月に転居予

定です。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから許可要件を全て満たしていると考えます。

8番、受人は尾上に居住し、約77aの農地を耕作する農業者で、増反により尾上の田を取得しようとするものです。

地区協議会の審議では、農地利用がなされるか疑義があり、確認を要するとして、保留意見となっています。

9番、受人は田中に居住し、世帯で約83aの農地を耕作する農業者で、増反により芳賀の畠を取得しようとするものです。

本案件は令和6年6月に上程されましたが、既に取得済みの芳賀の農地の利用実績がない中での新たな農地取得であることなどの疑義があり、8月に取下げになったものです。

このたび再度申請がありましたが、地区協議会の審議では、営農計画の内容が取下げ前と同一で、農地利用がなされるか疑義があるとして、営農計画の修正等を求め、その提出を受けて判断する必要があることから、保留意見となっています。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

丹原委員 中・中央地区協議会で、1番から9番までの9件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、8番と9番を保留意見、残る7件を許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に、北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

2ページ10番、受人は高松田中に居住し、世帯で約60aの農地を耕作する農業者で、高松田中の田の持分を移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

三垣委員 北・吉備地区協議会で、10番について協議したところ、事務局の説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に、御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

2ページ11番、受人は御津高津に居住し、新規農により御津高津の田畠を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

12番、受人は赤磐市小鎌に居住し、約1ha耕作する自営業兼農業者で、増反により御津新庄の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係

等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

13番、受人は中区浜三丁目に居住し、新規農により御津伊田の田畠を所有権移転しようとするものです。なお、受人は渡人より御津伊田の中古住宅を購入しており、転居時期は未定ですが、転居するまでの間は農業の拠点地として利用し、将来的には移住する予定です。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

14番、受人は建部町大田に居住し、約55a耕作する農業兼パートで、増反により建部町大田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

15番、受人は北区門前に居住し、新規農により建部町角石谷の畠を所有権移転しようとするものです。なお、受人は渡人より隣接する中古住宅を購入しており、年内に転居する予定です。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

16番、受人は建部町宮地に居住し、約58a耕作する農業者で、受贈により建部町宮地の畠を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

3ページ17番、受人は建部町川口に居住し、約90a耕作する農業兼会社役員で、増反により建部町川口の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

御津・建部地区協議会で、11番から17番までの7件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

他の委員さん、何かご意見がありますか。

異議なし。

次に南区の説明を事務局からお願いします。

3ページ18番、受人は北区中央町に居住する自営業者で、新規農により箕島の畠を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

19番、受人は北区野殿西町に事務所を置き、約64aの農地を耕作し、所有者が役員を務める農業法人で、その法人に3年間使用貸借権を設定しようとするものです。

解除条件付の契約であるなどの要件を満たすこと、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

20番、受人は浦安西町に居住する会社員で、新規農（受贈）により浦安西

町の畠を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

21番、受人は妹尾に居住する会社員で、新規農により妹尾崎の畠を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

22番と23番は、同時申請で受人が同一のため、まとめて説明します。

受人は、箕島に居住する会社員で、新規農により古新田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

24番、受人は迫川に居住し、世帯で約0.7aの農地を耕作する自営業者で、受贈により迫川の畠を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

25番、受人は迫川に居住する農業者で、新規農（受贈）により迫川の畠を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

26番、受人は宗津に居住し、世帯で約2.2haの農地を耕作する農業者兼自営業者で、借入地の取得により川張の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長　　南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

長瀬委員　　南区協議会で、18番から26番までの9件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長　　他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員　　異議なし。

議長　　それでは、申請等（1）の26件については、中・中央地区8番及び9番の2件を保留とし、残る24件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全員　　異議なし。

議長　　それでは、そのように決定します。

次に申請等（2）農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。

中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長　　4ページ1番と2番は、同時申請で同じ地域のため、まとめて説明します。

1番は令和5年3月30日付公告の農振除外済案件で、転用目的は進入路です。

2番の転用目的は、農業用倉庫及び露天作業場です。

申請人は、北区大窪に居住しており、申請地に係る転用手続きを失念したまま、平成22年ごろから、実家および農業用倉庫へ続く進入路と農業用倉庫及び露天作業場として申請地を利用してきましたが、この度、申請人の農家住宅の建築計画の過程において、申請地が実家の住居敷地に続く進入路と農業用倉庫及び露天作業場が農地のままであることが発覚し、本申請において進入路と農業用倉庫及び露天作業場として転用するものです。

農地区分は、1番は農地の広がりが概ね10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。

2番は農用地ですが、農業用倉庫は農用地利用計画に指定された用途にあたり、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

丹原委員 中・中央地区協議会で、1番と2番について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長 4ページ3番、転用目的は永久転用目的の一時転用による貸露天駐車場です。

申請人は現在、川入の住宅を賃貸中です。賃借中の居住者用の駐車場が不足しているため、賃貸中の宅地に隣接して利便性が良い申請地を貸露天駐車場にしようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

三垣委員 北・吉備地区協議会で、3番について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは、申請等(2)の1番から3番までの3件については、いずれも許可と決定してよろしいか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。

次に、申請等(3)農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。

議長 中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長 5ページ1番、転用目的は分家住宅です。

申請人は倉敷市の借家に申請人と妻の2人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったことから、申請人の実家に近く父の所有地である申請地

に使用貸借権を設定し、分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが 10 ha 未満の 2 種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2 番から 6 番までは、同時申請で同じ地域のため、まとめて説明します。

いずれも令和 6 年 10 月 25 日付公告の農振除外済の案件で、転用目的は自己専用住宅です。

2 番、申請人は北区東古松五丁目の持家に申請人と妻と子ども 2 人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったことから、申請人の妻の勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。なお、現住居は売却します。

3 番、申請人は北区清輝橋四丁目の借家に申請人と妻の 2 人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったことから、申請人と妻の勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

4 番、申請人は北区伊島町二丁目の借家に申請人と妻と子ども 1 人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったことから、申請人と妻の勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

5 番、申請人らはそれぞれ北区平山と北区日近の実家で生活していますが、結婚を機に、現住居を退去し、申請人らの勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

6 番、申請人は北区高柳西町の借家に申請人と妻と子ども 1 人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったことから、申請人と妻の勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが 10 ha 未満の 2 種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

7 番、転用目的は自己専用住宅です。

申請人らは、北区西崎二丁目の借家に申請人ら 2 人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったことから、申請人らの勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、地域センターから 500 m 以内の 2 種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

8 番、本件は令和 6 年 10 月 25 日付公告の農振除外済案件です。転用目的は露天資材置場であり、令和 5 年 9 月 19 日付の許可を受け、現在一時転用中です。

申請人は、北区大窪に本店を置き、地質調査業を主な事業とする法人です。

現在、本店から約 300 m に位置する申請地を借り受け、申請地西側で所有している資材置場と一体で露天資材置場として利用しています。

今後も申請地を露天資材置場として継続利用する必要があることから、申請地を露天資材置場として、所有権を移転し、永久転用許可を受けようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが 10 ha 以上の 1 種農地と判断されますが、申

請地は集落接続があり、事務所近隣で例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

9番から6ページ12番までは、同時申請で同じ地域のため、まとめて説明します。

転用目的はいずれも自己専用住宅です。

9番、申請人は中区竹田の借家に申請人と妻の2人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったことから、申請人の妻の勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

10番、申請人らは北区津高の借家に申請人らと子ども2人で生活していますが、子どもの成長に伴い、家財道具が増え手狭になったことから、生活環境が変わらない申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

11番、申請人は中区山崎の宿舎に申請人と妻と子ども2人で生活していますが、子どもの成長に伴い、家財道具が増え手狭になったことから、申請人(妻)の勤務先と実家に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

12番、申請人は北区津島京町二丁目の借家に申請人と婚約者の2人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったことから、申請人の勤務先と実家に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

13番と14番は、同時申請で同じ地域のため、まとめて説明します。

いずれも令和6年10月25日付公告の農振除外済の案件で、転用目的は自己専用住宅です。

13番、申請人らは倉敷市の借家に申請人ら2人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったことから、申請人(妻)の実家に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

14番、申請人らは北区大安寺東町の借家に申請人ら2人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったことから、申請人(妻)の勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

15番、本件は令和6年10月25日付公告の農振除外済案件で、転用目的は自己専用住宅です。

申請人らは、北区辛川市場の借家に申請人らと子ども1人で生活していますが、子どもの成長に伴い、手狭になったことから、生活環境が変わらず、申請人(妻)の実家にも近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題

ないと考えます。

16番、本件は令和6年10月25日付公告の農振除外済案件で、転用目的は自己専用住宅です。

申請人らは、北区辛川市場の借家に申請人らと子ども1人で生活していますが、子どもの成長に伴い、手狭になったことから、生活環境が変わらず、申請人(妻)の実家にも近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

17番、転用目的は優良な有料老人ホーム(サービス付き高齢者住宅)・小規模居宅介護事業所施設です。

申請人は、中区平井七丁目に本店を置き、高齢者専用賃貸受託事業、介護保険法による居宅介護支援事業を主な事業とする法人です。

申請人は、平成23年に檜津においてデイサービス併設のサービス付き高齢者住宅を運営していたことがあり、申請地周辺での問い合わせが多数寄せられ、施設の需要が見込まれることから、申請地の所有権を移転し、優良な有料老人ホーム(サービス付き高齢者住宅)・小規模居宅介護事業所施設を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

丹原委員

中・中央地区協議会で、1番から17番までの17件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長

他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員

異議なし。

議長

次に北・吉備地区の説明をお願いします。

田尾係長

7ページ18番から20番まで、及び23番は、同時申請で同じ地域のため、まとめて説明します。

転用目的はいずれも自己専用住宅です。

18番、申請人は下伊福上町の借家に家族2人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったことから、夫の実家に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

19番、申請人は花尻みどり町の借家に家族3人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったことから、譲受人双方の勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

20番、申請人は倉敷市の借家に家族3人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったことから、妻の実家に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

23番、申請人は万倍の借家に家族4人で生活していますが、家財道具が増え手

狭となったことから、妻の実家に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は吉備地域センターから半径 500m 内の宅地割合が 40% を超える場合に、40% となるまで半径を延長した範囲内である 2 種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

21 番、転用目的は特別積合せ運送施設（倉庫業を営まない倉庫）です。

申請人は、広島市西区に事務所を置き、貨物自動車運送業を営む法人で、現在は倉敷市にある倉庫を間借りしています。業務拡張にともない現在の倉庫では手狭となつたため、主要届け先である岡山市と倉敷市の中間地点であり、県道沿いで利便性が良い土地に賃貸借権を設定し、特別積合せ運送施設（倉庫業を営まない倉庫）にしようとするものです。

農地区分は農地の広がりが 10ha 未満の 2 種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。転用面積については、運送施設の規模から妥当なものと判断されます。また被害防除計画等、その他的一般基準上も問題ないと考えます。

22 番、転用目的は自己専用住宅です。

申請人は今保の借家に家族 5 人で生活していますが、家財道具が増え手狭となつたことから、申請人の実家に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は農地の広がりが 10ha 未満の 2 種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長　　北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

北・吉備地区協議会で 18 番から 23 番までの 6 件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議員　　他の委員さん、何かご意見がありますか。

異議なし。

議長　　次に南区の説明を事務局からお願いします。

8 ページ 24 番、転用目的は露天駐車場、露天資材置場（敷地拡張）で、永久転用目的の一時転用で、期間は許可日から 3 年間です。

申請人は小串に事務所を置き、堆肥の製造、販売業を営む法人ですが、事業用パレット等を置く既存の露天資材置場と露天駐車場が手狭なため、隣接する申請地の敷地を拡張し、露天駐車場、露天資材置場として一時転用しようとするものです。

農地区分は、農用地ですが、一時転用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと判断され、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

25 番、本件は令和 6 年 4 月 19 日付で農振除外公告済みの案件で、転用目的は露天資材置場です。

申請人は築港新町二丁目に事務所を置き、土木建設業を営む法人ですが、事務所併設の既存資材置場は市街化区域の住宅街にあり、手狭なため、市街化周

辺で交通至便である申請地の所有権を取得し、露天資材置場として使用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが 10 ha 未満の 2 種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

26 番から 39 番までは、同時申請で同じ地域のため、まとめて説明します。

転用目的は、いずれも自己専用住宅です。

26 番、申請人は北区平野の自身の持ち家で生活していますが、高齢になり、単身生活に不安を覚えたため、妹の自宅に近い申請地の所有権を取得し、自己専用住宅を建築しようとするものです。なお、現住居は転居後、売却处分します。

27 番、申請人は福島二丁目の借家に夫婦と子ども 1 人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったため、夫の職場に近い申請地の所有権を取得し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

9 ページ 28 番、申請人らは北区青江五丁目の借家に夫婦と子ども 1 人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったため、夫の職場に近くなる申請地の所有権を取得し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

29 番、申請人は泉田四丁目の借家に夫婦と子ども 2 人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったため、夫の職場に近い申請地の所有権を取得し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

30 番、申請人は北区野田四丁目の借家に夫婦と子ども 3 人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったため、妻の実家に近い申請地の所有権を取得し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

31 番、申請人は福田の借家に夫婦と子ども 1 人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったため、夫の実家に近い申請地の所有権を取得し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

32 番、申請人らは福田の借家に母と娘とその子ども 2 人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったため、現住居に近く生活環境の変わらない申請地の所有権を取得し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

33 番、申請人は北区西古松の借家に夫婦と子ども 1 人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったため、夫の実家と妻の職場に近い申請地の所有権を取得し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

34 番、申請人は中区中井三丁目の借家に夫婦で生活していますが、家財道具が増え手狭になったため、妻の実家に近い申請地の所有権を取得し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

35 番、申請人は北区富原の借家に夫婦で生活していますが、家財道具が増え手狭になったため、妻の職場に近い申請地の所有権を取得し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

36 番、申請人は福成一丁目の借家に夫婦と子ども 1 人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったため、生活環境の変わらない申請地の所有権を取得し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

37 番、申請人らは北区富田の借家に夫婦と子ども 1 人で生活しています

が、家財道具が増え手狭になったため、夫の実家に近い申請地の所有権を取得し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

10ページ38番、申請人らは芳泉一丁目の借家に夫婦と子ども2人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったため、妻の職場に近い申請地の所有権を取得し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

39番、申請人らは北区田中の借家に夫婦と子ども1人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったため、妻の職場に近い申請地の所有権を取得し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

40番、転用目的は露天駐車場（是正）です。

申請人は申請地に隣接する持ち家に居住していますが、前の所有者（現所有者の父）の了承を得て、土地の造成を行い、駐車場として使用しておりましたが、転用許可を受けていないことが判明しました。

自宅の敷地は手狭になっており、駐車することが困難なため、是正による転用許可申請を行い、所有権を取得し、引き続き露天駐車場として使用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長　　南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

長瀬委員　　南区協議会で、24番から40番までの17件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長　　他の委員さん、何かご意見がありますか。

議員　　異議なし。

議長　　それでは、申請等（3）は1番から40番までの40件全件を許可と決定してよろしいでしょうか。

議員　　異議なし。

議長　　それでは、そのように決定いたします。

なお、21番は転用面積が3,000m²を超えていますので、11月29日開催の県農業会議に諮問し、その答申を受けて許可指令書を交付することとします。

次に、岡山市農用地利用集積計画の決定について、申請等（4）所有権の移転、（5）利用権の設定、（6）利用権の設定及び転貸を一括して審議します。事務局から説明をお願いします。

田尾係長　　今回の利用集積計画について説明します。

（4）所有権の移転は、11ページ南区1番および2番の2件です。これは農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で、1番は農地の所有者から財団へ、2番は財団から耕作者への所有権移転です。

（5）利用権の設定は、12ページ御津・建部地区1番の1件です。

（6）利用権の設定及び転貸は、13ページ中・中央地区1番から26ページ南区14番までの49件です。

計画内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられ、各地区協議会の審議では、原案どおり決定意見となっています。

議長　　ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありますか。

全員　　異議なし。

議長　　それでは、申請等（4）から（6）までの農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全員　　異議なし。

議長　　それでは、そのように決定いたします。

次に、申請等（7）農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。

田尾係長　27ページ1番から30ページ10番までの10件で、すべて相続による所有権取得です。4番はあっせん等の希望があります。

各地区協議会では、いずれも問題なく受理意見です。

議長　　ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありますか。

全員　　異議なし。

議長　　それでは、申請等（7）については、10件全件を問題なく受理と決定してよろしいか。

全員　　異議なし。

議長　　それでは、そのように決定します。

次に報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

逢坂課長補佐　報告（1）農地法第4条第1項第7号の規定による転用届については、31ページ1番から4番までの4件で、転用目的は、道路後退用地1件、共同住宅の露天駐車場1件、住宅用地1件、共同住宅1件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（2）農地法第5条第1項第6号の規定による転用届については、32ページ1番から6番までの6件で、転用目的は、分譲住宅地2件、自己専用住宅1件、敷地拡張2件、露天駐車場1件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（3）農地法第18条第6項の規定による合意解約通知については、34ページ1番から4番までの4件で、解約理由は耕作目的2件、転用目的2件です。離作料は記載のとおりとなっています。

報告（4）農地法施行規則第29条第1号該当転用届については、36ページ1番及び2番の2件で、内容は、農業用倉庫、農業用作業場兼通路1件、農業用車両駐車場、農業用作業場、通路1件です。

報告（5）農地改良届については、37ページ1番及び2番の2件で、内容は果樹園1件、普通野菜畑1件です。

議長　　これらの報告について、ご質問等はありますか。

全員　　ありません。

議長　　それでは、これで第1号議案の審議を終了します。続いて、第2号議案農政

関係等について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第2号議案を説明

議長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。他に何かありますか。

事務局 次回総会予定（12月13日（金）岡山市役所7階大会議室）

職務代理 これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。

閉会 午後2時58分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名する。

議長

署名委員

署名委員